第7号様式（第9条関係）
（その1）

（平成 25 年分）

収 支 報 告 書

選挙管委
'26.5.14
第8011号

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□政党の支部	☑その他の政治団体
□政治資金団体	□その他の政治団体の支部

（ふりがな） かつまたたかあきこうえんかい

1 政治団体の名称 かつまた孝明後援会

活動区域の区分	
□2以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内

2 主たる事務所の所在地 沼津市宮前町１３－３

3 代表者の氏名 勝俣　孝明

4 会計責任者の氏名 勝俣　真実

資金管理団体の指定の有無	
☑有	
□無	
公職の種類	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	勝俣　孝明

国会議員関係政治団体の区分	
☑政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
□政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	勝俣　孝明
公職の種類	衆議院議員

事務担当者の氏名 勝俣　真実

（電話番号） 055-922-5526

資金管理団体の指定の期間	
平成　年　月　日から	
平成　年　月　日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成　年　月　日から	
平成　年　月　日まで	

（その２）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収入総額	2,481,251
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	2,481,251
支出総額	2,481,251
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円 0
員数	人 0

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億 百万 千 円	備考
(ア) 個人からの寄附	20,000	
（うち特定寄附）（内書）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	365,455	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア	385,455	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	385,455	

(その3)

(1，2のいずれかに○をつけてください)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入	(1) 政治資金パーティーを除く ・ 2 政治資金パーティー

事業の種類	金額	備考
	十億 百万 千 円	
かつまた代議士を育てる会「介護部会」設立準備会	45,000	
研修旅行	2,018,000	
この頁の小計	2,063,000	
合計	2,063,000	

(注) すべての事業収入を記載して下さい。
同一の事業収入は一行に計上して下さい。

(その6)

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額 十億　百万　千　円	備　　考
1 件 10 万 円 未 満 の も の	32,796	
合　　計	32,796	

(注)　1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1件10万円未満のもの」欄に記載して下さい。

(その7)

(7) 寄附の内訳　(個人からの寄附)			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
	千億 百万 千 円	平成			
この頁の小計					
その他の寄附	20,000				
合計	20,000				

(注1)　同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
(注2)　寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れて下さい。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (政治団体からの寄附)			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額 (十億 百万 千 円)	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
自由民主党静岡県第六選挙区支部	300,000	平成 25.1.9	沼津市宮前町13-3	勝俣 孝明	
〃	65,455	25.12.30	〃	〃	
(小計)	365,455				
この頁の小計	365,455				
その他の寄附	0				
合計	365,455				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れて下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考
1　経常経費	十億　百万　千　円	
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	10,250	
(4) 事務所費	86,336	
小計	96,586	経常経費の計
2　政治活動費	十億　百万　千　円	
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (小計)	2,384,665	(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	477,750	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	1,906,915	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	2,384,665	政治活動費の計
合計	2,481,251	経常経費と政治活動費の計

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	10,250				
合計	10,250				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
レンタカー代	37,110	25.1.9	日産ﾚﾝﾀｶｰ静岡㈱	沼津市三枚橋町16-10	
政治資金監査料	21,000	25.6.20	芦川稔税理士事務所	沼津市大岡1763-1	
この頁の小計	58,110				
その他の支出	28,226				
合計	86,336				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	宣伝事業費 （印刷製本費）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
後援会しおり印刷代	236,250	25.1.17	東邦印刷包装㈱	沼津市西沢田37番地	
後援会ファイル印刷代	241,500	25.10.17	㈱コスモテック	沼津市高島本町12-14	
この頁の小計	477,750				
その他の支出	0				
合計	477,750				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	その他の事業費　(かつまた孝明を囲む会)			
支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	26,012				
合計	26,012				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	その他の事業費			(かつまた代議士を育てる会「介護部会」設立準備会)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	千億 百万 千 円	平成			
会場費	42,614	25.3.4	㈱ブケ東海三島	三島市梅名393-1	
この頁の小計	42,614				
その他の支出	0				
合計	42,614				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	その他の事業費　（研修旅行）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙお茶代	21,360	25.6.16	伊勢屋	沼津市北高島町21-44	
国会議事堂内昼食代	67,900	25.6.25	西洋ﾌｰﾄﾞ衆議院第一会館	東京都千代田区永田町2-2-1	
ﾊﾞｽ代	966,152	25.7.9	東海自動車㈱	伊東市東松原町16-2	
ﾊﾞｽ代	755,790	25.12.11	富士急ｼﾃｨﾊﾞｽ㈱	沼津市東椎路475番地	
この頁の小計	1,811,202				
その他の支出	27,087				
合計	1,838,289				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　２６年　４月　２８日

政治団体の名称　：　かつまた孝明後援会

会計責任者の氏名　：　勝俣　真実　㊞

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名　：　　㊞）

※　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

平成２６年４月25日

かつまた孝明後援会

代表　勝俣　孝明　殿

登録政治資金監査人　芦川 稔 印

登　録　番　号　第　３０５６号

研修修了年月日　平成２１年１２月　１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、かつまた孝明後援会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は聴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、かつまた孝明後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

かつまた孝明後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、かつまた孝明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上